

回覧

令和5年5月11日

東石松区班長様

東石松区長 加来 貞文



区費徴収に係る留意事項について

東石松区班長のみなさまには、いつもお世話になっております。5月には区費の徴収もよろしくお願いいたします。

さて、本年度から世帯主が80歳以上の方については、区費の徴収額を2千円減額して、8千円とするようになりました。第1期の集金の折に、確認をお願いします。

対象者

◇令和5年4月1日時点で80歳以上の方が世帯主の家庭

集金について

◇4回に分けて支払う方・・・第4期(2000円)を徴収しない

◇全納で5月の集金で支払う方・・・8000円をいただき、
全納の納付書・領収証の10000を8000円に訂正する。

*ペンで訂正してください。